

令和元年度
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和元年8月1日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒等教育の現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)

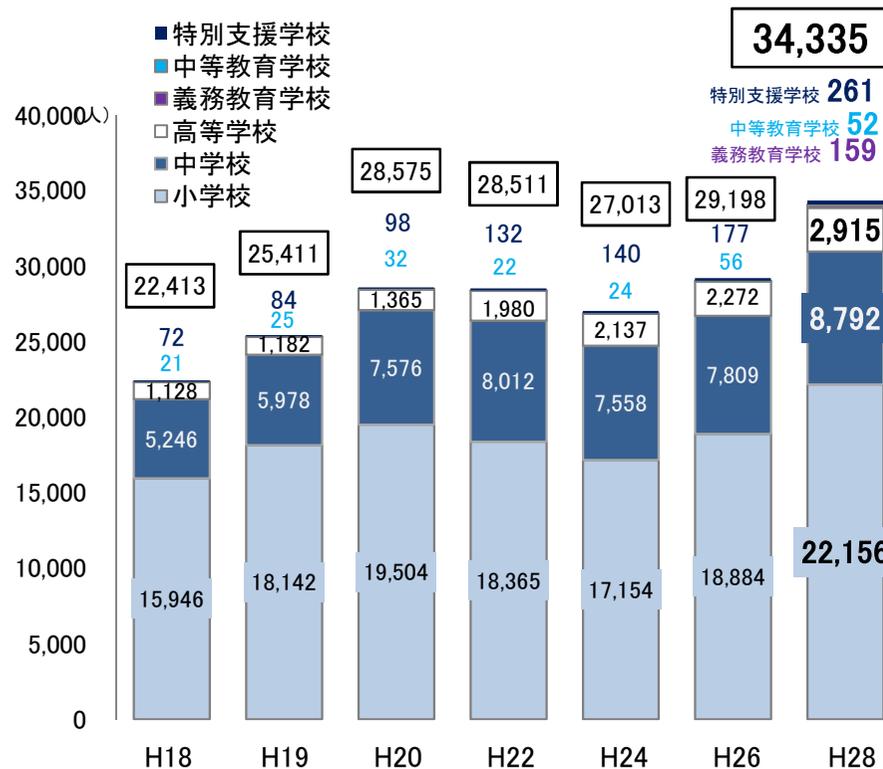


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

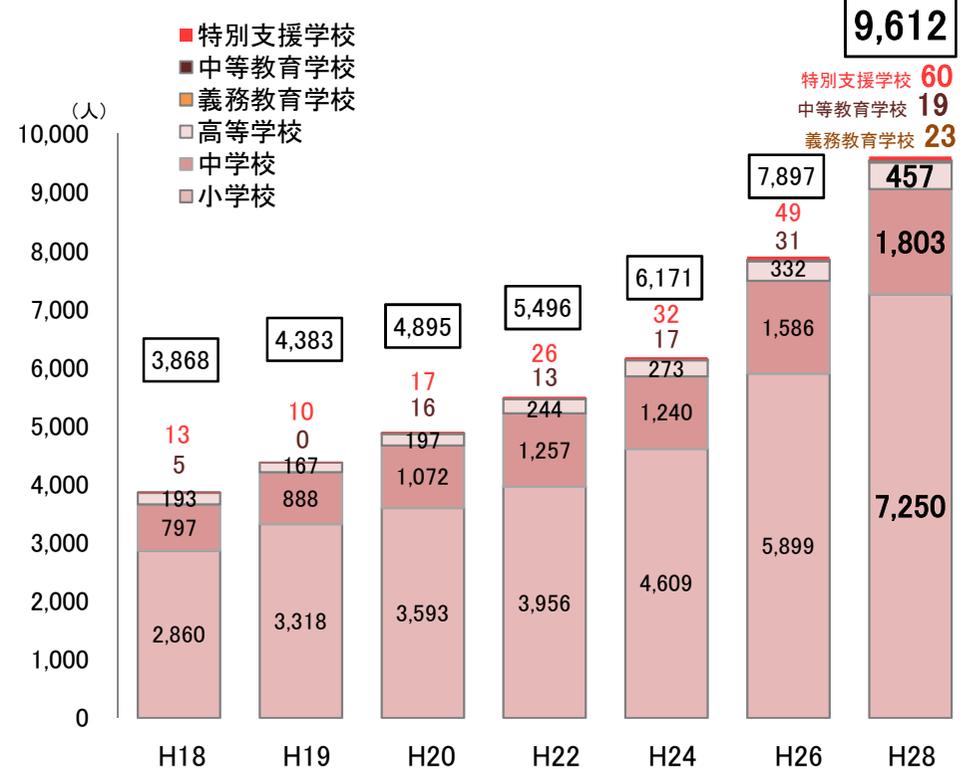
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**34,335人(17.6%増)**であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は**9,612人(21.7%増)**であり、前回調査より1,715人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**42.8%**となっている。

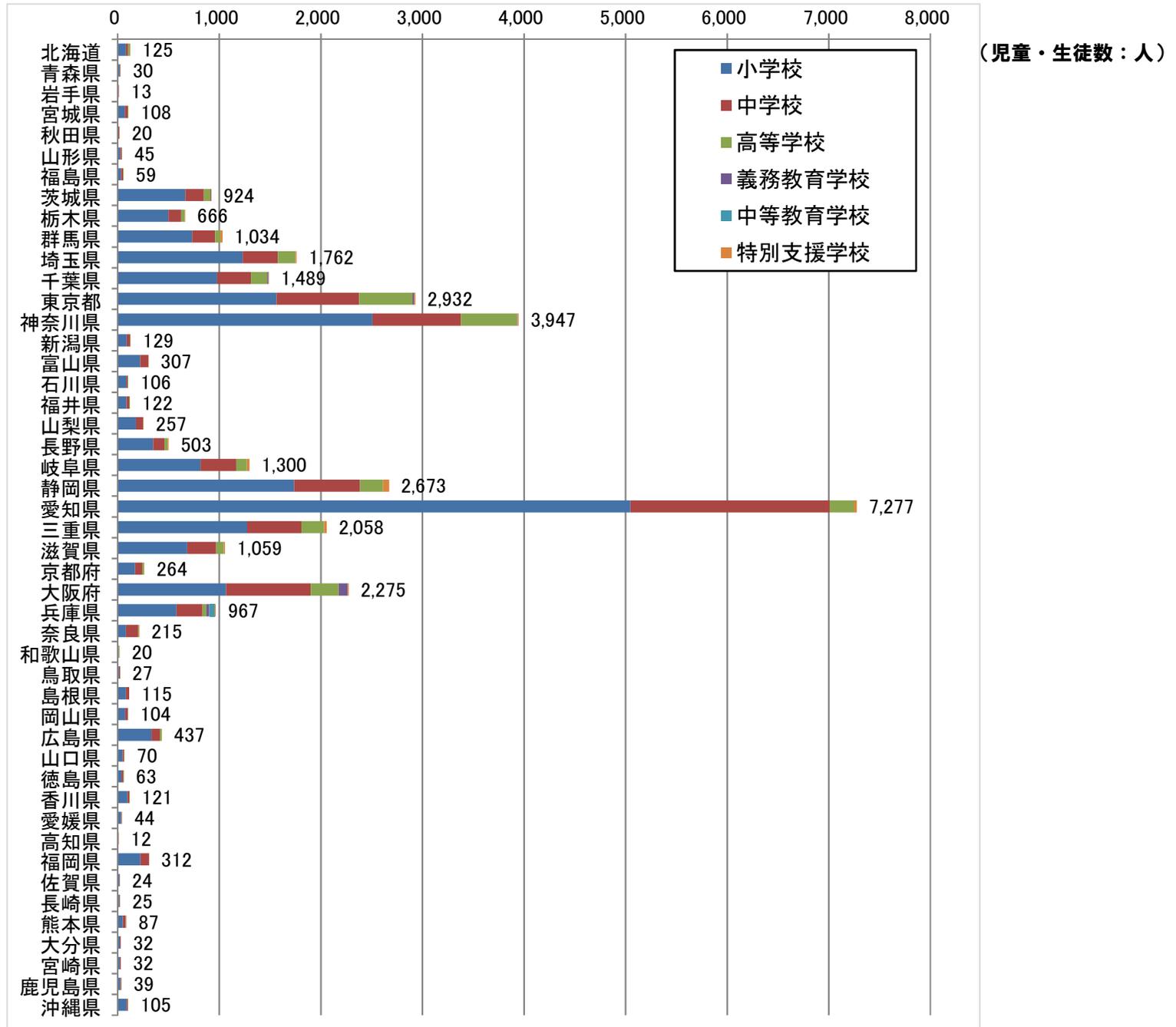
■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



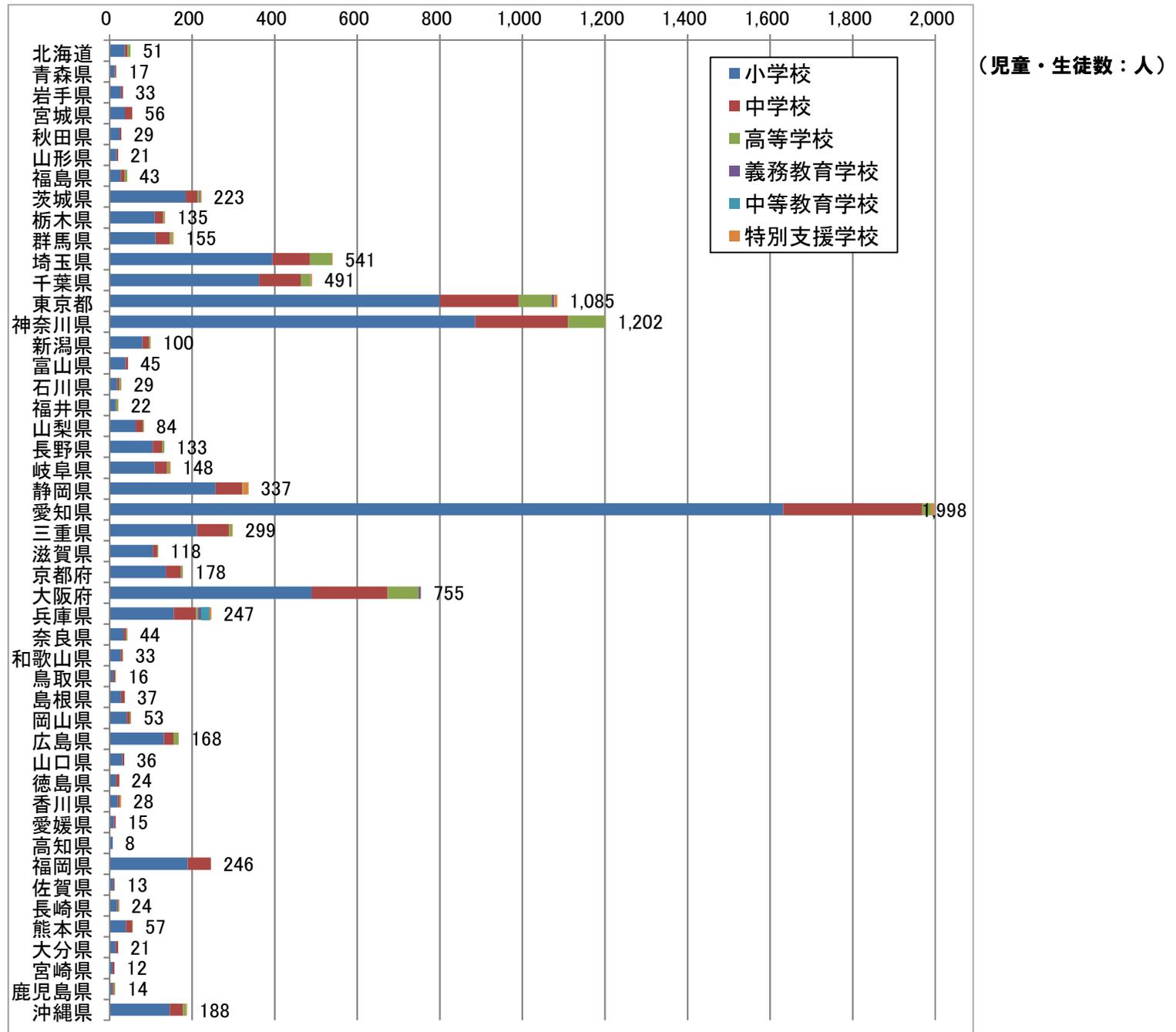
■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）

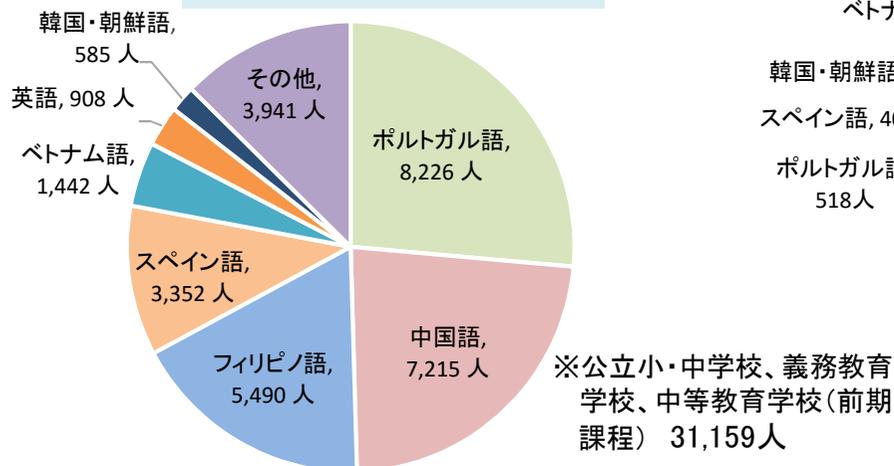


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

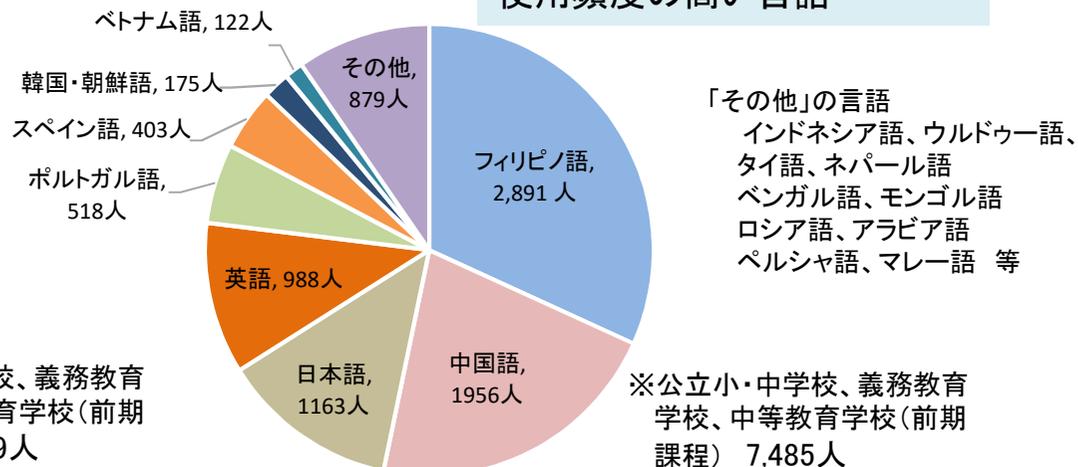
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

※H28調査結果より

外国籍児童生徒の母語



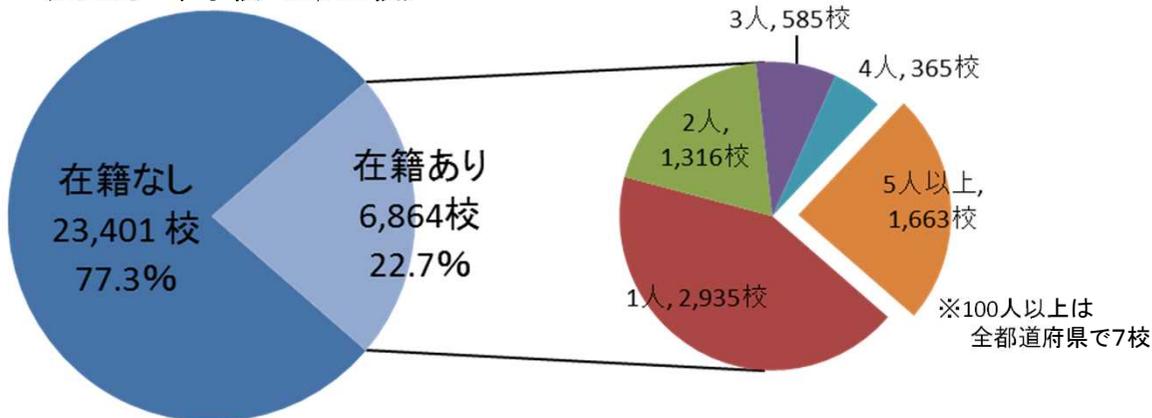
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

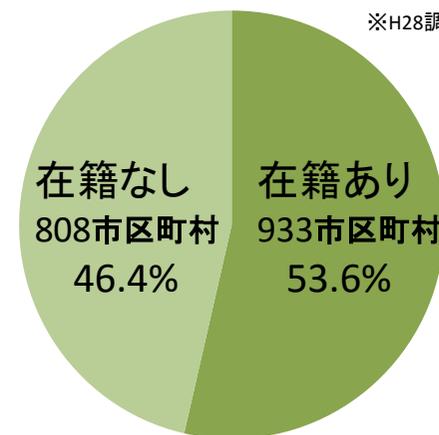
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

※H28調査結果より



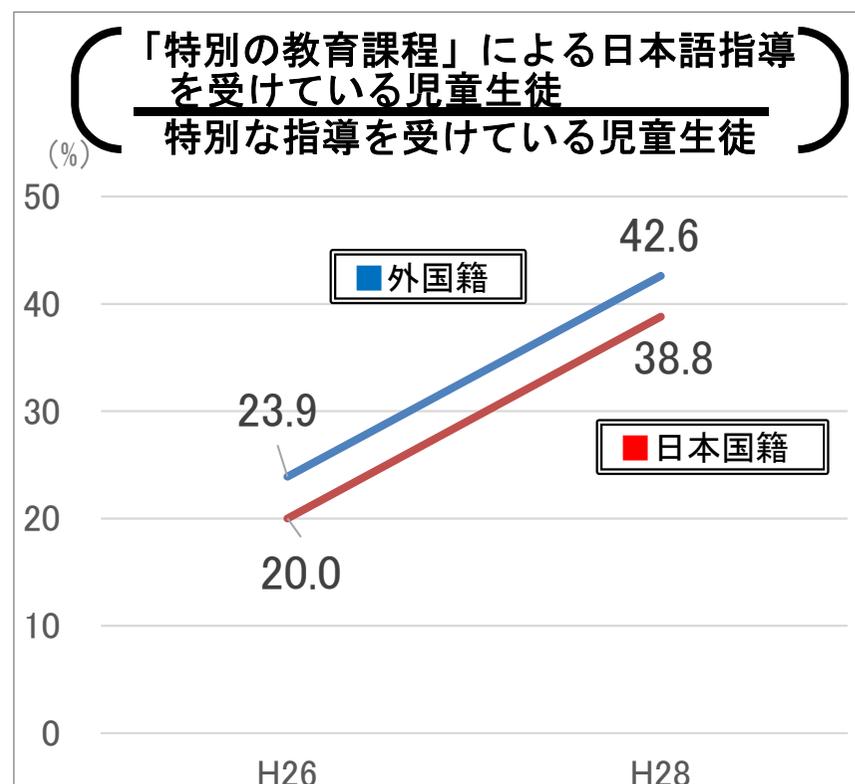
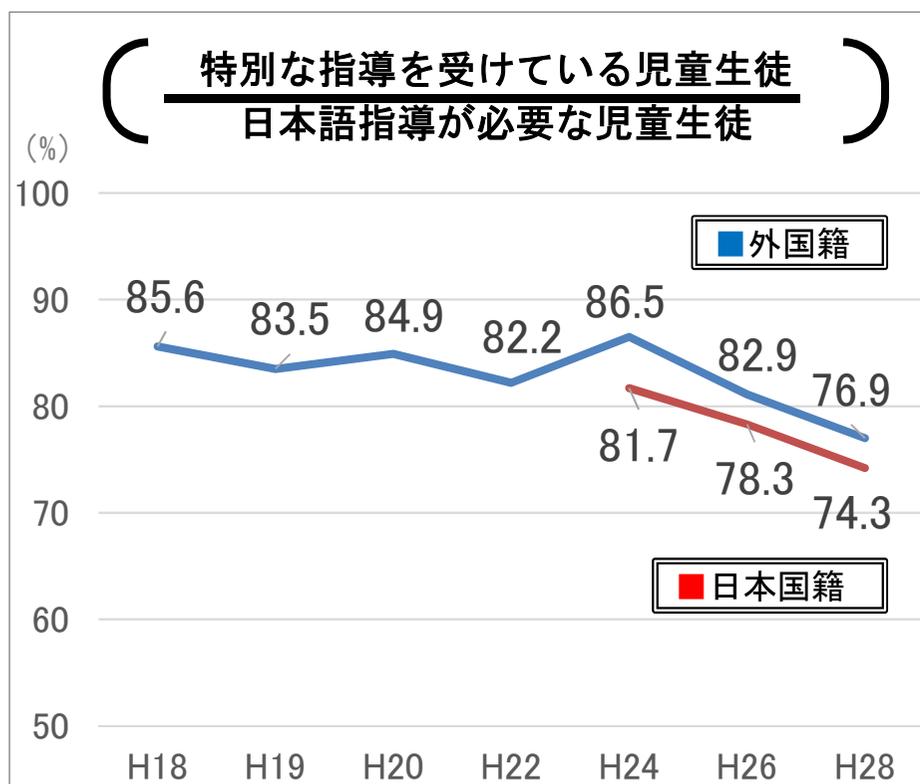
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9%（6%減）、日本国籍の者で74.3%（4%減）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6%（18.7%増）、38.8%（18.8%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行 期 日

平成29年4月1日

日本語指導の充実

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

総額211億円(注)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談フックセンター(仮)」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」（11言語対応）の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
○ 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置、院内案内図の多言語化の支援 } 【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
○ 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
○ 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援
○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現
① 日本語教育の充実
○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
○ 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
○ 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
○ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不汰残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実
○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
○ 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援
○ 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
○ 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
○ 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
○ 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援
○ ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
○ 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除
○ 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
○ 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国） } 【34億円】
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の勵行

(2) 在留管理基盤の強化
○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化
○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
○ 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

2019年度予算額 504百万円
(前年度予算額 229百万円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

<div style="text-align: center;">【指導・支援体制整備】</div>	<div style="text-align: center;">【高校生に対する包括支援】</div>	<div style="text-align: center;">【教員の指導力向上】</div>	<div style="text-align: center;">【実践交流、情報交換等】</div>
<div style="text-align: center;">拡充</div> <div style="text-align: center;">日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)</div> <p>補助対象: 65都道府県・指定都市・中核市 補助率: 1/3</p> <p style="text-align: right;">289百万円 (168百万円)</p> <p>各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。</p>	<div style="text-align: center;">新規</div> <div style="text-align: center;">外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)</div> <p>補助対象: 10都道府県・指定都市・中核市 補助率: 1/3</p> <p style="text-align: right;">100百万円 (新規)</p>	<div style="text-align: center;">外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業</div> <p style="text-align: right;">12百万円 (12百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成 モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催 日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開 	<div style="text-align: center;">帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等</div> <p style="text-align: right;">1百万円 (5百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築 必要な施策やその実施に当たっての諸問題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を実施 先進地域での実践(プリント教材、動画資料)を集約・普及するポータルサイトの運営
<div style="text-align: center;">新規</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="161 845 548 1053"> <div style="text-align: center;">定住外国人の子供の就学促進事業</div> <p>補助対象: 30都道府県・市区町村等 補助率: 1/3</p> <p style="text-align: right;">80百万円 (43百万円)</p> <p>就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助</p> </div> <div data-bbox="548 845 936 1149"> <div style="text-align: center;">多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)</div> <p>補助対象: 100都道府県・指定都市・中核市 補助率: 1/3</p> <p style="text-align: right;">20百万円 (新規)</p> <p>外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。</p> </div> </div>	<p>高校等が、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う</p>		

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.7倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は近年増加傾向にあり、平成28年度では23.7%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている生徒は41.8%でありまだなお少ない。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など支援・指導体制の工夫を図ることにより、効率的に支援・指導を行うことが必要不可欠。

◆日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289,312千円(167,582千円)
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象 : 65都道府県・指定都市・中核市
補助率 : 1/3

新規

親子日本語
教室の開設

【校内の支援・指導体制の構築】

日本語指導補助者、母語支援員、日本語指導コーディネーターの派遣等

拡充

日本人と外国人
が共に学ぶ共生
授業の実施

新規

効果的・効率的なサポート

【多言語翻訳システム等の活用】

- 新渡日の保護者に対する就学ガイダンスや諸手続きを実施
- 児童生徒に対する初期日本語指導における会話補助
- 家庭訪問など外国人家庭等とのやりとりに活用

等

新規

◆定住外国人の
子供の就学促進事業

80,157千円(43,200千円)
補助対象 : 30都道府県・市区町村等
補助率 : 1/3

【校外での就学支援の推進】

(自治体、NPO等が実施するもの)

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 補助メニュー一覧

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- ★拠点校の設置等による指導体制のモデル化
- 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施
- ★「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導補助者の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導コーディネーターの派遣
- ★小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施
- ★共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施
- ★親子日本語教室の実施
- ★ICTを活用した教育・支援 ※多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
- ★高校生等に対する包括的な教育・支援 ※外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
- 成果の普及
- その他

★は重点的に補助を行うメニュー

TOPPAN

音声翻訳によるスマホ・タブレット向け多言語コミュニケーションアプリ

VoiceBiz

ボイスビズ

学校現場で/
使える、頼れる!

外国籍の保護者やその子どもたちとのコミュニケーションでお困りではありませんか？
生活指導、学習補助、家庭訪問などのさまざまなシーンで多言語コミュニケーションを支援します。

VoiceBizの特徴

1.

国産の高精度 翻訳技術を採用

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。

2.

学校向けの固有名詞と 定型文を標準搭載

学校でよく使う慣用句や固有名詞(300語)のほか、よく使うフレーズを定型文(200文)として標準搭載。

3.

少数からの 利用が可能

ID/PASS認証と台数課金機能により、台数に応じてのご利用が可能。



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

NICT
国立研究開発法人
情報通信研究機構
National Institute of Information
and Communications Technology

総務省の国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の委託研究「自治体向け音声翻訳システムに関する研究開発」の研究成果として、文部科学省と連携し、複数の学校で実証実験。

VoiceBizの特徴

1. 国産の高精度翻訳技術を採用

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。
日本語⇄英語の翻訳はニューラル翻訳を採用し、従来の統計翻訳より高精度な翻訳を実現。
音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。

※外国語同士の翻訳はできません。

2. 学校向けの固有名詞と定型文を標準搭載

学校でよく使う慣用句や固有名詞(300語)のほか、よく使うフレーズを定型文(200文)として標準搭載。
定型文一覧から選ぶだけで、音声入力が不要。

※学級活動、日常生活、給食、清掃、交通などの分野のみ。

※固有名詞、定型文は、国立大学法人千葉大学国際学部 若林秀樹 准教授 監修



●固有名詞(例)日本語：上履き

英語：indoor shoes

中国語(簡体字)：室内鞋

●定型文(例)日本語：お子さんは食物アレルギーがありますか？

英語：Does your child have any food allergies?

中国語(簡体字)：您孩子有食物过敏症吗？

3. 少数からの利用が可能

ID/PASS認証と台数課金機能により、台数に応じてのご利用が可能。

※画面印刷と契約後に発行されるID/パスワードが必要です。

■音声翻訳：11言語が翻訳可能

※日本語⇄外国語の翻訳が可能。外国語同士の翻訳はできません。

日本語 ⇄ 英語/中国語(普通話)/韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/ポルトガル語(ブラジル)/
フランス語/スペイン語 ※フランス語/スペイン語は音声での出力には対応していません。

■テキスト翻訳：30言語が翻訳可能

※日本語⇄外国語の翻訳が可能。外国語同士の翻訳はできません。

日本語 ⇄ 英語/中国語(簡体字)/韓国語/台湾華語(繁体字)/アラビア語/イタリア語/インドネシア語/オランダ語/スペイン語/タイ語/
デンマーク語/ドイツ語/フィンランド語/フィリピン語/フランス語/ベトナム語/ポルトガル語/ポルトガル語(ブラジル)/マレー語/
ロシア語/ミャンマー語/ウルドゥ語/クメール語/シンハラ語/トルコ語/スバール語/ハンガリー語/モンゴル語/ラオ語

■導入費用：●初期費：100,000円(税抜) ●1台当たり利用料：5,000円/月(税抜)

(有料オプション)

・固有名詞翻訳：1語1,500円(税抜) ※日本語から、英・中(繁体・簡)への翻訳、読み記号の付与を実施。

・定型文翻訳：1文(20文字まで)3,500円(税抜) ※日本語から、英・中(繁体・簡)への翻訳を実施。

・固有名詞登録作業・定型文登録作業：それぞれ1回120,000円(税抜)

※登録の翌に開始なく1回の作業費になります。

本サービスをご利用いただくには、通信可能なiOS/Androidの
スマートフォン、タブレットに専用アプリをインストールする必要があります。

※アプリはiOS/Androidのアプリストアからダウンロードできます。

※画面印刷と契約後に発行されるID/パスワードが必要です。



凸版印刷株式会社

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地

http://www.toppan.co.jp/

【お問い合わせ】：info@voicebiz@toppan.co.jp

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修 モデルプログラム開発事業

2019年度予算額
(前年度予算額)

: 12,395千円
12,342千円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

(参考)
日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課後の教科の補習等)ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育課程」による日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する 体系的なモデルプログラムを開発・普及

H29	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等) ○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討 ○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定
H30	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等(20機関程度)における養成・研修において実施) ○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施 ○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集
H31	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成 ○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催 ○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開



「かすたねっと」は外国につながりのある
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



お知らせ

平成31年2月1日 「かすたねっと」をリニューアルいたしました。

URLが <https://casta-net.mext.go.jp/> に変更になりました。お手数ですがブックマークの変更をお願いいたします。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

なお、「外国人児童生徒受入れの手引き」は、明石書店より発売されております。



就学機会の確保・就学継続支援

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

(2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

外国人の子供の就学状況等調査について

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供(日本国籍を有しない子)の就学状況や地方自治体(教育委員会を含む)における現時点の取組状況を把握する。
- 就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行うことで、地方自治体の取組の改善を促すとともに、地方自治体の取組に対する支援の充実を図る。これにより、各地に居住する外国人の子供の教育機会の確保につなげていく。

調査対象

- 全市区町村教育委員会

主な調査内容

※現時点で教育委員会が把握している情報に基づき回答を求めるもの。

就学状況の把握状況

就学状況の把握

- 以下の区分の人数
- ・義務教育諸学校
 - ・外国人学校
 - ・不就学
 - ・転居・出国
 - ・不明

就学の把握・促進のための取組

住民窓口での就学案内の実施状況

情報提供の方法

就学ガイドブックの配布状況 等

学齢簿に準じるものの作成状況

就学案内の通知

就学案内送付の有無、就学案内や手続等に関する規定の整備状況、翻訳言語数 等

円滑な就学に向けた支援内容

就学ガイダンス／相談窓口の設置／プレスクール／プレクラス 等

就学状況不明や不就学の場合の状況の把握

訪問や電話による個別確認・就学勧奨の有無 等

指導充実のための取組

指導体制 拠点校への通級／校内での通級(特別の教育課程)／支援員の巡回／遠隔教育／その他／無 等
日本語指導支援者や母語支援員の配置状況
教育委員会における研修の実施状況

調査時期等

- 5月16日付で全国に調査を発出(〆切:6月14日)。

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠の設定**

→**14都道府県**で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する試験教科の軽減**

→**11府県**で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する学科試験をすべて免除**

※外国人生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す。

→**3道県**で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 高校生等の中退・進路状況に関する調査結果(速報値)

※本結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数／当該年度に在籍している生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**9.6%**(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く)
(全高校生等)：**1.3%**(平成29年度、特別支援学校の高等部は除く))

2. 進路状況

①進学率 ※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**42.2%**(平成30年度)
(全高校生等)：**71.1%**(平成30年度))

②就職者における非正規就職率 ※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した後就職した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**40.0%**(平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)
(全高校生等)：**4.3%**(平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ))

③進学も就職もしていない者の率 ※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**18.2%**(平成30年度)
(全高校生等)：**6.7%**(平成30年度))

外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

2019年度予算額: 100,000千円
(新 規)

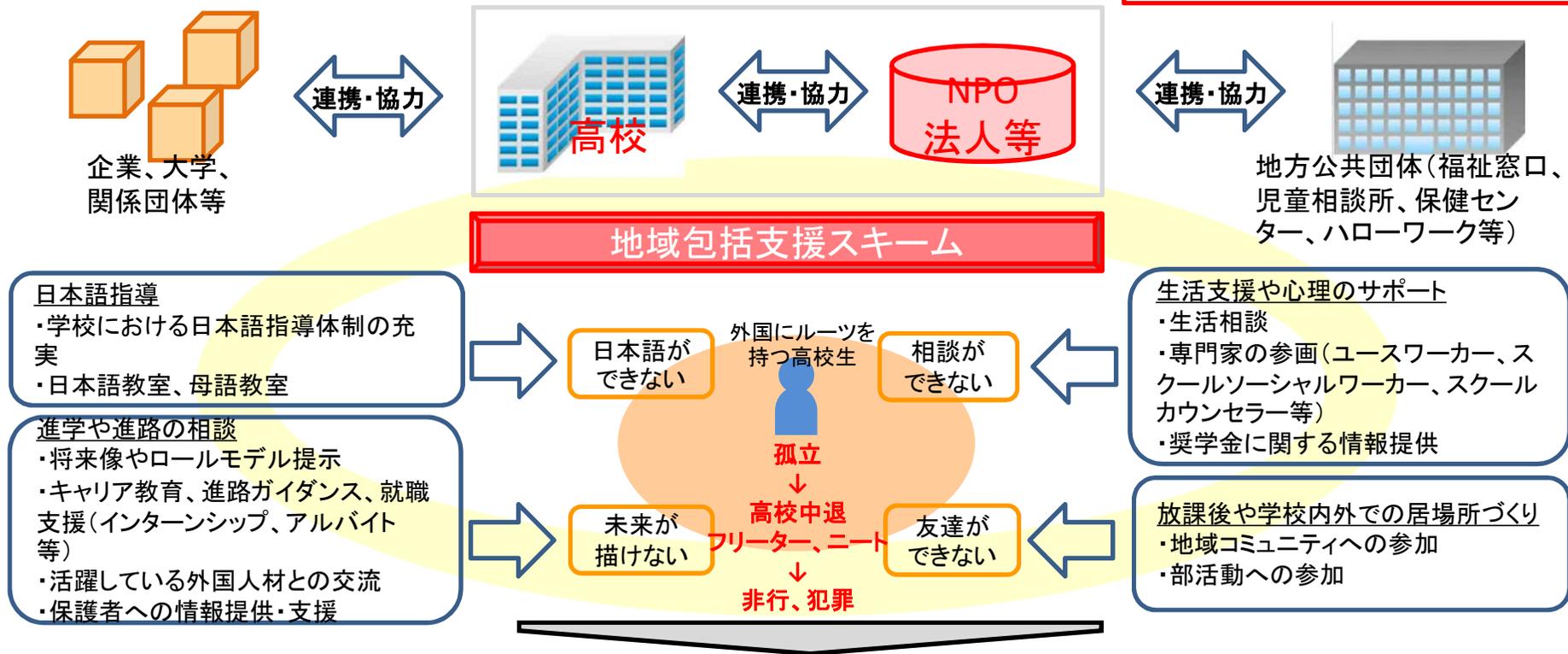


文部科学省

現状と課題

- 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で**2.6倍に増加**。
- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、**母国との架け橋となるグローバル人材**としての活躍が期待される。
- しかしながら、**これらの者に対する支援が十分ではないことから、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状**。
- この現状を打破すべく、**NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援**を行う取組に対して支援。
- 今後、**外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく方向であり、こうした支援の必要性は一層高まっていく**。

補助対象 : 10 都道府県・指定都市・中核市
補助率 : 1/3



- 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
- 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

最近の動向

- 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム
(座長:浮島副大臣)
→ 6月17日に報告書を取りまとめ・公表
- 中央教育審議会諮問(4月17日)
→ 「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」については、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において、集中的・機動的に審議する(5月30日設置)
- 日本語指導アドバイザーボードの設置(5月29日)
→ 地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
 - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
 - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
 - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
 - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
 - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
 - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
 - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
 - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
 - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
 - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
 - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

外国人に対する日本語教育の充実

- ①日本語教育の機会確保
 - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
 - ・日本語学習 I C T教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
 - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
 - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
 - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ①留学生の国内就職の促進
 - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
 - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
 - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
 - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
 - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
 - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務 (平成28年度の教員勤務実態調査)
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方等

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

令和元年5月30日

1. 趣 旨

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

3. 委員（五十音順、敬称略）

内田 千春	東洋大学大学院教授
オチャンテ 村井 ロサメルセデス	桃山学院教育大学教育学部教育学科講師
櫻井 敬子	浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授
高橋 清樹	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者
浜田 麻里	京都教育大学教授
藤巻 秀樹	北海道教育大学教授
古沢 由紀子	読売新聞東京本社編集局編集委員
松尾 知明	法政大学教授
村松 好子	兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

日本語指導アドバイザーボード設置

令和元年5月29日

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 日本語指導アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

5. 日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）

今澤 悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事
小島 祥美	愛知淑徳大学准教授
近田 由紀子	目白大学専任講師
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授
佐藤 郡衛	明治大学特任教授
築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
浜田 麻里	京都教育大学教授